

日本史研究会 会則

第1条

本会は、日本史研究会と称し、事務所を京都市上京区新町通丸太町上る春帯町 350 機関紙会館 2 階に置く。創立は、1945 年 11 月 1 日である。

第2条

本会は、日本史ならびにこれに関連する諸問題の自由且つ民主的な研究およびその普及を行うことを目的とする。

第3条

本会は、前条の目的を達成するためにつきの事業を行う。

- ・会誌『日本史研究』、その他の刊行物の編集発行。
- ・大会（毎年1回）、例会、講演会その他の会合。
- ・そのほか必要な事業。

なお本会の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

第4条

本会はその目的を達成するために必要あるときは、他の諸団体と協力するものとする。

第5条

本会の趣旨に賛同し、所定の手続きを経たものは、誰でも会員となることができる。

- ・会員は、本会の行う諸種の会合・事業に参加し、会誌に研究を投稿することができ、会誌『日本史研究』の頒布をうける。
- ・本会に入会をのぞむ者は、所定の入会申込書に必要事項を明記し、会費年 8,500 円（半年分納も可）をそえて、事務所に申し出るものとする。
- ・同一世帯を形成している夫婦、親子、兄弟姉妹などで2人以上の者が会員であることを希望している場合、連名会員として申し出ることができる。連名会員は1名につき年会費の10分の1の連名会費を納入する。また連名会員は会誌1部の頒布をうける。
- ・満年齢30歳以下の会員を若手会員とし、会費を年5,000円とする。
- ・満年齢65歳以上となる会員は、当該年次の会費納入に際し終身会員の資格を選択することができる。終身会員の会費は、65歳以上85,000円（会費10年分）、70歳以上51,000円（会費6年分）とする。
- ・本会から退会したい者は、事務所に届け出なければならない。また、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。
 - （1）本人が死亡、または会員である団体が消滅したとき
 - （2）会費を3年間納入しないとき
- ・会員が既に納入した会費は原則返還しない。
- ・会費未納が4か月続いた場合、会誌発送を停止し、会員資格も停止とする。

第6条

本会の最高機関は総会である。

- ・会員はすべて総会に出席し、自由に発言し、決議に加わる権利がある。
- ・総会は、毎年秋季に委員会が招集する。
- ・総会の決議は、出席者の過半数の賛同を必要とする。
- ・委員会が必要と認めたととき、あるいは会員 100 名以上の要求があるときは、臨時総会を開かねばならない。
- ・総会の開催は、少なくとも 1 週間以上前に会員に公示しなければならない。

第 7 条

本会の運営のためにつぎの役員をおく。

- ・代表委員 1 名。代表委員は総会において会員中より選出し、本会を代表して会務を統括する。任期は 1 年とし、重任を妨げない。
- ・委員若干名。委員は総会において会員中より選出し、全委員が合議して会務を処理する。委員は研究・編集・総務の 3 部にわかれて会務を分担する。任期は 1 年とし、重任を妨げない。
- ・会計監査 2 名。会計監査員は総会において会員中より選出し、本会の会計を監査する。任期は 1 年とし、重任を妨げない。

第 8 条

やむをえない事情のため、第 7 条の役員中に異動が生じ、会務に支障のある場合には、総合委員会の審議によって、会員中より当該役員を補充することができる。総合委員会は補充した役員をすみやかに会誌に公示し、次の総会において承認を受けなければならない。

第 9 条

本会の経費は、会費・事業収入・寄付金そのほかの収入によってまかなう。

附 則

本会の会則の変更は、総会の決定を経なければならない。